

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（新たな路上喫煙等禁止区域の指定について）

平成22年4月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、公共の場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要である。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」(以下「条例」という。)が平成19年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。)の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

この度、本審議会は、平成21年11月2日付け文市地第68号により、条例の施行に関する重要事項として、新たな路上喫煙等禁止区域(以下「禁止区域」という。)の指定についての諮問を受け、京都市が提示した市内中心部の追加指定案について答申を行うものである。

この市内中心部での禁止区域の指定を契機として、より多くの市民等が「路上喫煙等はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1　これまでの禁止区域指定の考え方

喫煙する自由を制限し、かつ、路上喫煙者に対する制裁としての側面を有する禁止区域の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。また、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めいくことができる区域とすることが重要である。

禁止区域の指定は、禁止区域内では過料徴収を伴うことから、禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待でき、その結果、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図ることができる区域であることが求められる。

2　現状と課題

これらの考え方を基礎として、京都市では、平成19年11月1日に禁止区域を指定するとともに、平成20年6月1日から過料徴収を開始してきたところである。

これまでの取組の効果を検証すると、禁止区域指定前と比較して、禁止区域での路上喫煙等を行っている者（以下「路上喫煙者」という。）の割合は大幅に減少するなど大きな効果が表れている。

その一方で、市民等に「路上喫煙等はいけない。」との認識が十分に浸透しておらず、禁止区域以外では路上喫煙者が見受けられる状況にある。

3 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

◎京都市案

河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

4 今後の路上喫煙対策のあり方について

本審議会では、現行禁止区域における課題解決を図るため、京都市案に対し、答申として一定の結論を導き出した。京都市においては、この答申を踏まえ、課題解決に向けて禁止区域を指定することはもとより、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの更なる向上が図られるよう、今後、路上喫煙対策を推進するに当たり、以下の2項目について留意すること。

- ・ 詮問事項である「新たな路上喫煙等禁止区域の指定」について、本審議会の場で、継続して検討していく必要があるものと認識している。そのため、京都市では、この答申で示した考え方を前提として、禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。